

【資料2－2－1】検討ケースの評価結果

①全般として、「×」を「－」に変更 ②特に秀でている場合のみに「◎」とした。		「処理の安定性」の項目を削除する。 いずれのケースも安定した処理が可能であり、ケース間に差が生じないため。		※赤字は前回からの変更点							
南但広域行政事務組合 今後のごみ処理のあり方についての検討 ケース比較表											
項 目		説 明	ケース1－1 現有施設の15年延命化 （熱回収（焼却）・バイオマス・リサイクルセンター）	ケース1－2 現有施設の15年延命化 （熱回収（焼却）・リサイクルセンター）	ケース1'－1－1 現有施設の10年延命化（工事期間・運営期間短縮） （熱回収（焼却）・バイオマス・リサイクルセンター）	ケース1'－1－2 現有施設の10年延命化（工事期間・運営期間短縮） （熱回収（焼却）・リサイクルセンター）	ケース1'－2－1 現有施設の10年延命化（工事期間・運営期間短縮＋最短着工） （熱回収（焼却）・バイオマス・リサイクルセンター）	ケース1 '－2－2 現有施設の10年延命化（工事期間・運営期間短縮＋最短着工） （熱回収（焼却）・リサイクルセンター）	ケース2－1 新施設整備 （熱回収（焼却）1 炉・バイオ・リサイクルセンター）	ケース2－2 新施設整備 （熱回収（焼却）1 炉・リサイクルセンター）	ケース2－3 新施設整備 （熱回収（焼却）2 炉・リサイクルセンター）
環境	環境安全性 （2050年までのCO ₂ 累計削減量）	CO ₂ 削減量により階層を設け、評価判定する。	35, 000t-CO2	26, 000t-CO2	35, 000t-CO2	25, 000t-CO2	35, 000t-CO2	25, 000t-CO2	35, 000t-CO2	42, 000t-CO2	29, 000t-CO2
			○	△	○	△	○	△	○	◎	△
	資源化・エネルギー回収性	発電機能の有無又はエネルギー回収の可否によって評価判定する。	メタン発酵により発電、エネルギーを回収	メタン発酵を休止するためエネルギー回収ができない	メタン発酵により発電、エネルギーを回収	メタン発酵を休止するためエネルギー回収ができない	メタン発酵により発電、エネルギーを回収	メタン発酵を休止するためエネルギー回収ができない	メタン発酵により発電、エネルギーを回収	新焼却施設1 炉で発電は可能	新焼却施設2 炉とする場合は発電不可
			○	－	○	－	○	－	○	○	－
	環境啓発効果	バイオガス化施設を併設するケースは先進的な取組みとして効果が高いと評価する。	先進的取組みとして啓発効果あり	メタン発酵を休止した場合、啓発効果は非常に小さい。	先進的取組みとして啓発効果あり	メタン発酵を休止した場合、啓発効果は非常に小さい。	先進的取組みとして啓発効果あり	メタン発酵を休止した場合、啓発効果は非常に小さい。	先進的取組みとして啓発効果あり	新焼却施設1 炉で発電は可能であるが啓発効果は小さい	メタン発酵を休止した場合、啓発効果は非常に小さい。
			○	－	○	－	○	－	○	△	－
	将来のごみ質低下への対応 （プラ減少）	プラ製品の分別回収開始により高質ごみが提言される中でもエネルギー回収が可能なものを高評価とする。	将来、可燃ごみ中のプラスチックが減少してもメタン発酵によりエネルギー回収が可能	焼却施設へ投入されるごみの発熱量が低下し、補助燃料の使用量が増加する可能性あり	将来、可燃ごみ中のプラスチックが減少してもメタン発酵によりエネルギー回収が可能	焼却施設へ投入されるごみの発熱量が低下し、補助燃料の使用量が増加する可能性あり	将来、可燃ごみ中のプラスチックが減少してもメタン発酵によりエネルギー回収が可能	焼却施設へ投入されるごみの発熱量が低下し、補助燃料の使用量が増加する可能性あり	将来、可燃ごみ中のプラスチックが減少してもメタン発酵によりエネルギー回収が可能	焼却施設へ投入されるごみの発熱量が低下し、補助燃料の使用量が増加する可能性あり	焼却施設へ投入されるごみの発熱量が低下し、補助燃料の使用量が増加する可能性あり
			○	－	○	－	○	－	○	－	○
		○	－	○	－	○	－	○	○	○	－
社会	用地取得・新施設の地元合意形成 「地権者合意形成」を「新施設の地元合意形成」に変更	新施設整備までの期間が長いものを有利として階層を設け、評価判定する。	・延命化の期間は不要 ・新施設の用地取得は必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールは十分あり ・新施設整備まで23年間	・延命化の期間は不要 ・新施設の用地取得は必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールは十分あり ・新施設整備まで23年間	・延命化の期間は不要 ・新施設の用地取得は必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールは十分あり ・新施設整備まで17年間	・延命化の期間は不要 ・新施設の用地取得は必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールは十分あり ・新施設整備まで17年間	・延命化の期間は不要 ・新施設の用地取得は必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールは十分あり ・新施設整備まで16年間	・延命化の期間は不要 ・新施設の用地取得は必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールは十分あり ・新施設整備まで16年間	・新施設の用地取得が必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールにあまり余裕なし ・新施設整備まで13年間	・新施設の用地取得が必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールにあまり余裕なし ・新施設整備まで13年間	・新施設の用地取得が必要 ・新施設の用地選定、用地取得のためのスケジュールにあまり余裕なし ・新施設整備まで13年間
			23年	23年	17年	17年	16年	16年	13年	13年	13年
			◎	◎	○	○	○	○	△	△	△
	現有施設の地元合意形成	協定期限の延長期間が短いものを有利として階層を設け、評価判定する。	地元協定期限の10年間の延長が必要	地元協定期限の10年間の延長が必要	地元協定期限の 4 年間の延長が必要	地元協定期限の 4 年間の延長が必要	地元協定期限の 3 年間の延長が必要	地元協定期限の 3 年間の延長が必要	地元協定期限どおりに現有施設の稼働を停止する。	地元協定期限どおりに現有施設の稼働を停止する。	地元協定期限どおりに現有施設の稼働を停止する。
			10年	10年	4年	4年	3年	3年	0年	0年	0年
			△	△	○	○	○	○	◎	◎	◎
	将来の広域化への対応	「用地取得・新施設の地元合意形成」と同様に期間が長いものを有利として階層を設け、評価判定する。	現有施設の延命化後、新施設整備にあたり広域化も含めた検討が可能	現有施設の延命化後、新施設整備にあたり広域化も含めた検討が可能	現有施設の延命化後、新施設整備にあたり広域化も含めた検討が可能。ただしケース1よりもややスケジュールがタイト	現有施設の延命化後、新施設整備にあたり広域化も含めた検討が可能。ただしケース1よりもややスケジュールがタイト	現有施設の延命化後、新施設整備にあたり広域化も含めた検討が可能。ただしケース1よりもややスケジュールがタイト	現有施設の延命化後、新施設整備にあたり広域化も含めた検討が可能。ただしケース1よりもややスケジュールがタイト	新施設の整備を行うため広域化への対応はさらに将来となる	新施設の整備を行うため広域化への対応はさらに将来となる	新施設の整備を行うため広域化への対応はさらに将来となる
			23年	23年	17年	17年	16年	16年	13年	13年	13年
			◎	◎	○	○	○	○	△	△	△
			◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
経済	概算総事業費（実負担額）に2050年度以降の残存価値を考慮	実負担額が安価であるものが有利として階層を設け、評価判定する。	13, 827, 844 千円	12, 393, 594 千円	18, 555, 653 千円	17, 428, 278 千円	19, 331, 103 千円	18, 203, 728 千円	19, 547, 533 千円	19, 799, 472 千円	20, 166, 378 千円
			○	◎	－	△	－	－	－	－	－
			○	◎	－	△	－	－	－	－	－
総合評価		「◎3点、○2点、△1点、－0点」とし、星取表により評価する。	◎	○	○	△	○	△	○	○	△

「整備投資の合理性」の項目を削除する。
総合評価の結果が整備投資の合理性であると解釈できるため。